

異議申立書

鳥取県知事
片山善博 様

印

下記の通り、異議申し立てます。

- 記 -

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 年齢

2. 異議申し立てに係わる処分

鳥取県知事の公文書 公文書不存在決定通知書 第 200600037196 号

3. 処分があった事を知った日

平成 18 年 7 月 6 日

4. 異議申し立ての趣旨

上記 2 に係わる回答を不服とし、鳥取県情報公開審議会による音声の存在確認調査を求める。

5. 異議申し立ての理由

- ア. 公文書を保有していない理由について、「音声を記録していないため。」とされているが、平成 18 年 2 月県議会にて成立した「鳥取県人権侵害救済及び手続きに関する条例等の停止に関する条例」にて定められた、公的諮問機関による会議の議事について音声記録を残さない事を示す、合理的理由がない。
- イ. 既に、第 1 回人権救済条例見直し検討委員会の音声記録の開示を求める、公文書開示請求を行っており、鳥取県人権局は、県民より音声記録の開示を求める声がある事を知った上で、第二回見直し検討委員会の音声記録を取る事を止めたと主張している事から、委員会の議論を意図的に隠蔽している疑惑がある。
- ウ. 鳥取県人権局は、見直し検討委員会において、第二回見直し検討委員会以降の議事録については逐語録ではなく論点整理した議事録を作成する事が決定した事を主張するが、委員会の論点を整理する議事録と、県民に対する情報公開は全く別の問題であり、県民の知る権利は委員会の決定に拘束されない。

6. 教示

有

「この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定により、この決定があった事を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、鳥取県知事に対して異議申立をす
る事が出来ます。」との教示があった。

7. 添付書類

- (1) 公文書開示請求書(写し)
- (2) 公文書開示決定通知書(写し)

異議申立書

鳥取県知事
片山善博 様

印

下記の通り、異議申し立てます。

- 記 -

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 年齢

2. 異議申し立てに係わる処分

鳥取県知事の公文書 公文書不存在決定通知書 第 200600037196 号

3. 処分があった事を知った日

平成 18 年 7 月 6 日

4. 異議申し立ての趣旨

上記 2 に係わる回答を不服とし、処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申し立ての理由

ア. 鳥取県情報公開条例 第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当しないため、該当文書を非開示と決定しているが、条文には

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。))にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 県公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 県立の図書館、博物館、公文書館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの

であり、公務にて作成された議事録作成の為に筆記した記録を除外する合理的理由にあたらぬ。

イ. 見直し検討委員会の音声記録についても、不存在を理由に不開示の決定を下しているが、音声記録、筆記記録の何れも開示しないと言う事では、人権局が議事について正確な議事録を作成したのか、意図的な情報隠蔽、情報操作を行ったとする疑念が払拭出来ず、情報公開条例の意図する、「県民参加による開かれた公正な県政」を目指す理念に反する。

6. 教示

有

「この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定により、この決定があった事を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、鳥取県知事に対して異議申立をする事が出来ます。」との教示があった。

7. 添付書類

- (1) 公文書開示請求書 (写し)
- (2) 公文書開示決定通知書 (写し)